





第二条(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(一週間の勤務時間)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の一週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。</p> <p>3 地方公務員法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり十六時間から三十二時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により</p>	<p>(一週間の勤務時間)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり十六時間から三十二時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職</p>
<p>5 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第三条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日)をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日(勤務時間を割り振らない日)とし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において週休日(勤務時間を割り振らない日)を定めることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき八時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき八時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき八時間を超えない範囲内で勤務</p>	<p>4 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前三項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第三条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日)をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において、週休日(勤務時間を割り振るものとする)を定めることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき八時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき八時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p>

時間を割り振るものとする。

第四条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、四週間ごとの期間につき八日の週休日(育児短時間勤務職員等)にあっては八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては八日以上(週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等)にあっては、当該育児短時間勤務等の内容により、四週間ごとの期間につき八日(育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員)にあっては、八日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等)にあっては、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(早出遅出勤務)

第七条 任命権者は、次に掲げる職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、人

第四条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、四週間ごとの期間につき八日(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員)にあっては、八日以上。以下この項において同じ。)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、四週間ごとの期間につき八日の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

(休息時間)

第七条 任命権者は、第二条から第五条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)のうち、人事委員会の定める基準に従い、休息時間を置くものとする。

事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児、介護又は修学を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第四項において同じ。)をさせるものとする。

一 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員  
二 小学校に就学している子を養育する職員であつて、人事委員会規則で定めるものの

2 前項の規定は、第二十四条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項及び次条第二項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)」が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年佐賀県条例第七号)第二条第二項に規定する教育施設において、公務に関する能力の向上に資すると認められる修学をする職員について準用す

<p>る。この場合において、第一項中「次に掲げる職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「公務に関する能力の向上に資すると認められる修学をする職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該修学の」と読み替えるものとする。</p> <p>4 前三項に規定するもののほか、早出遅出勤務の請求手続その他の早出遅出勤務に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第七条の二略</p> <p>2 任命権者は、要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>(休日)</p> <p>第八条 職員は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、第二条から第五条までに規定する勤</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第七条の二略</p> <p>2 任命権者は、第二十四条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>(休日)</p> <p>第八条 職員は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務する</p>	<p>務時間(以下「正規の勤務時間」という。)においても勤務することを要しない。十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)についても、同様とする。</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第十条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 二十日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数)</p> <p>二・三 略</p> <p>2・3 略</p>						
<p>務時間(以下「正規の勤務時間」という。)においても勤務することを要しない。十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)についても、同様とする。</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第十条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 二十日(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数)</p> <p>二・三 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>ことを要しない。十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)についても、同様とする。</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第十条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 二十日(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数)</p> <p>二・三 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>ことを要しない。十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)についても、同様とする。</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第十条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 二十日(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数)</p> <p>二・三 略</p> <p>2・3 略</p>						
<p>第三条(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="127 1198 470 1646"> <p>改正後</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時</p> </td> <td data-bbox="470 1198 805 1646"> <p>改正前</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時</p> </td> </tr> </table>	<p>改正後</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時</p>	<p>改正前</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時</p>	<p>第三条(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="470 1198 805 1646"> <p>改正後</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時</p> </td> <td data-bbox="805 1198 1468 1646"> <p>改正前</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時</p> </td> </tr> </table>	<p>改正後</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時</p>	<p>改正前</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時</p>	<p>第三条(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="805 1198 1468 1646"> <p>改正後</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時</p> </td> <td data-bbox="805 1646 1468 2116"> <p>改正前</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時</p> </td> </tr> </table>	<p>改正後</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時</p>	<p>改正前</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時</p>
<p>改正後</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時</p>	<p>改正前</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時</p>							
<p>改正後</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時</p>	<p>改正前</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時</p>							
<p>改正後</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時</p>	<p>改正前</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時</p>							

間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

一・二 略

三 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十九条第一項の規定による承認

第九条 第四条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)に対する県職員給与条例第四

四の二、第十条、第十三条及び第十七条の六の規定の適用については、県職員給与条例第四条の二中「再任用職員で地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、「前条第十二項の規定にかかわらず、同項の規定による」とあるのは「前条の規定により決定された」と、県職員給与条例第十条第二項第二号及び第十三条第二項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、県職員給与条例第十七条の六中「再任用職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

2 任期付短時間勤務職員に対する学校職員給与条例第六条の二、第十一条の三、第十四条及び第二十三条の二の規定の適用については、学校職員給与条例第六条の二中「再任用職員で地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、「前条第十二項の規定にかかわ

間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

一・二 略

三 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第九条第一項の規定による承認

第九条 第四条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)に対する県職員給与条例第四

四の二、第十条、第十三条及び第十七条の六の規定の適用については、県職員給与条例第四条の二中「地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、「前条第十二項の規定にかかわらず、同項の規定による」とあるのは「前条の規定により決定された」と、県職員給与条例第十条第二項第二号及び第十三条第二項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、県職員給与条例第十七条の六中「再任用職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

2 任期付短時間勤務職員に対する学校職員給与条例第六条の二、第十一条の三、第十四条及び第二十三条の二の規定の適用については、学校職員給与条例第六条の二中「地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、「前

条第十二項の規定にかかわらず、同項の規

らず、同項の規定による」とあるのは「前条の規定により決定された」と、学校職員給与条例第十一条の三第二項第二号及び第十四条第二項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、学校職員給与条例第二十三条の二中「再任用職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

定による」とあるのは「前条の規定により決定された」と、学校職員給与条例第十一条の三第二項第二号及び第十四条第二項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、学校職員給与条例第二十三条の二中「再任用職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

附則第四項(佐賀県職員給与条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後

第二条 (給料) 給料は、職員の勤務時間、休暇等

に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号。以下「勤務時間条例」という。)第八条に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、農林漁業普及指導手当、特勤勤務手当(第十一条の三の規定による手当を含む。)、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。)を除いたものとする。

2 略

改正前

第二条 (給料) 給料は、職員の勤務時間、休暇等

に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号。以下「勤務時間条例」という。)第七条に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、農林漁業普及指導手当、特勤勤務手当(第十一条の三の規定による手当を含む。)、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。)を除いたものとする。

2 略

第四条の二 再任用職員で地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第十二項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第二条第三

第四条の二 地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第十二項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第二項の規定により定め